

Title	太閤検地をめぐる最近の研究動向
Sub Title	Recent trends of economic history on Toyotomi Hideyoshi's land survey
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.8 (1959. 8) ,p.724(54)- 738(68)
JaLC DOI	10.14991/001.19590801-0054
Abstract	
Notes	学界展望
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590801-0054

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

太閤検地をめぐる最近の研究動向

速 水 融

太閤検地に関し、主として現存する各地の検地帳の分析を中核としながら、精力的に業績を発表されてきた宮川満氏は、さきに『太閤検地論 第Ⅱ部 太閤検地の基礎的研究』を公にされたが(昭和三十三年十二月、御茶の水書房発行)、最近に至り、第Ⅱ部を構成するいくつかの個別研究を土台として、いわばその総論篇とも言うべき第Ⅰ部を公刊された。即ち、同氏著『太閤検地論 第Ⅰ部 日本封建制確立史』がそれである(昭和三十四年四月、御茶の水書房発行)。この著書は、ただ単に宮川氏個人において従来の太閤

検地に関する個別研究を土台としながら構成されたものと言う事以上に、わが国における封建制社会成立史の研究史上、矢張り一つの段階を示すものであると考えられるので、その公刊を契機として、最近における太閤検地の研究動向を展望する事は意味のない事ではな

い。これが本稿を産む直接的な契機である。ただ宮川氏の『太閤検地論』は、第Ⅰ部および第Ⅱ部の二冊をもって完結したわけではなく、これらに照応する史料集を、第Ⅲ部 史料篇として公刊されるとの事である。我々は勿論この様な試みが是非実現される事を渴望するものであり、『太閤検地論』を書評者としての立場からとり上げるにすれば、当然第Ⅲ部の発行による完結をまっぴらにすべきであろう。しかし、研究動向としてとり上げる場合、第Ⅲ部の刊行をまたずこれを取り扱う事は許されてよい。以下、戦後における太閤検地研究の一つのピークとなった昭和二十九年の社会経済史学会大会前後における研究の動向を概観し、ついでその後における発展と、その一つの帰着点としての宮川氏の論著を順次取り上げ紹介して行きたい。ただ筆者はもとより文献のすべてについて検討したわけではなく、学界における研究の動向を大掴みに描くにすぎないのである。

二

さて、太閤検地をめぐる研究は、戦後一つの流行となった観さがある。しかし、これは単なる一時的流行であつたわけではない。そこには、いずれの立場をとるにしても、太閤検地と言う土地制度史上の事象を、わが国の封建制成立との関連において捉えようとする問題意識が貫かれて居り、またそれだけに、この研究は、戦前とは比較にならない程の重要性を要請されたのであつた。昭和二十九年の社会経済史学会が、その大会共通論題としてこの太閤検地をめぐる諸

問題を取り上げたのも、戦後におけるこの分野の研究がある段階に到達した事を物語るものであり、且つ又、ある論者によれば、「無条件的に認めてよいかどうかという事に関して一抹の疑問」を残しながらも、この大会が一応、「この種の学会の討論会としては、珍らしく成功したものの一つであるように思われる」のも、報告者や参加者、広くは研究者一般の関心が統一されていたからに相違ないのである。

この時期における学界の動向を振り返ってみると、(一)昭和二十八年以来、畿内及びその周辺地方を中心としながらも、広く全国各地に残存する戦国末期——近世初頭の検地帳、名寄帳等に依拠されつつ、太閤検地の時期におけるわが国の農村構成についていくつかの論文を発表されつつあつた宮川氏の研究、(二)同じく昭和二十八年から九年にかけて、「太閤検地の歴史的前提」および「太閤検地の歴史の意義」の二論文をもって学界に新風を送り込んだ安良城盛昭氏の研究、が中心であり、(三)この他、主として太閤検地帳の個別的研究を通じて追求を行なう諸研究者のもの、に大別されていた。

さて、この学会における報告とその問題点は、たとえば、永原慶二氏によって要約されているところであるが、筆者はこれを次の如く確定しておきたい。

一、太閤検地の持つ歴史的意義。(a)太閤検地は荘園体制下に個別分散的に準備されつつあつた農奴制に支配の基礎を置き、新たに封建的土地所有に保有関係を同時に造出せんとした革命的な土地政策で

ある。(安良城氏)。(b)室町期に既に形成されている封建的権力構造(大名領国制及びそれに続く戦国大名制)に対して、小農民自立政策を原則とし、中世的土地関係を清算した点において革新性は認められるが、検地の実施過程における反動勢力(有力名主層)との妥協により、その革新性は相対的なものとなつた(宮川氏)。(c)太閤検地は、既に戦国大名の段階においてその権力構造の基盤として把握されていた小農民を、全国的な規模で検地帳に登録し、この様な現実を法制的に追認したにすぎない(後藤陽一氏)。

二、いわゆる小農民自立政策について。(a)織豊政権の特徴として挙げる事のできる兵農分離政策が、「結果として小農民の自立をバックアップする関係になつて」居り、且つ又、それは有力農民と、隷属度の高い零細農民との間における作合取関関係および隷属関係の否定という直接的な政策として現われ、更に又、この様に自立した小農民を年貢負担者として検地帳に登録する(安良城氏)。(b)太閤検地は、従来一筆の耕地の上に而立していた有力農民に名主百姓層の有する加地子得分権と、直接耕作者に「ヤ住農民の有する事実上の経営権とを断ち切つて、前者を否定し、後者のみを農民の権利として認め、従つて、「名主百姓の領主化の傾向・農奴主的経営を否定した点において封建的小農民の自立をめざす革新的政策」である(宮川氏)。

三、検地帳登録人の性格。(a)検地帳は、年貢の法的負担者を表現する史料であり、初期の検地帳に零細耕地保有者が数多く見出され

ると言う事は、出作・入作関係の結果、或いは複合家族の分裂と、下人層の小経営としての自立の結果、更には、分割相続の結果がそれぞれ反映するものである(安良城氏)。(b)太閤検地は必ずしも現実の耕作者を登録人としたのではなく、その土地の農民的支配権ないし占有権を現実に強くもつものを登録人とした。多数存在する無屋敷登録人は大部分当時の農村の家族構成が戸主を頂点とする族縁共同体の形態をもって居り、そこに含まれている血縁・非血縁の隷屬小農民Ⅱへや住農民である(宮川氏)。(c)検地帳においては農民の事実上の耕作権、占有権が確認せられてはいるが、農民の私的土所有については、領主は名寄帳に表現されてくる同族団グループの所有(検地帳簿細登録人は名寄帳において、グループの長の名前に包含されてしまう事により)が承認されている(後藤氏)。

四、近世初期本百姓の性格。検地帳における屋敷地持農民の内、役負担をしない者を除いた者が夫役負担者Ⅱ本百姓である(安良城氏・後藤氏)。

以上、太閤検地研究分野における四つの重要な問題点における諸説を要約してみたが、我々は同じく太閤検地をとり上げながら、そこに見出される基本的性格について、論者の間に非常な相違のある事にまず驚かざるを得ない。この相違はどこから来たか。勿論各報告者のよって立つ方法がかくあらしめたものである。しかし、これらの報告を注意してみると、各報告者が太閤検地をとり上げる際、何を中心としているかによって、直接には論旨に強い影響を与えて

いる様に思われる。即ち、安良城氏は、太閤検地の土地政策としての性格から出発し、織豊政権および封建領主層の発布したこの時期の農民政策を総合的にとらえ、そこから小農民自立政策を見出し、太閤検地をその政策実現の積桿としてとらえるのである。宮川氏はこれに対して、考察の中核になるのは、前述の如く各地の太閤検地帳であり、太閤検地の実施過程において生じて来る現実とのいろいろの関係をも含めて太閤検地を考える。また、後藤氏にあっては、考察の素材となるのは宮川氏同様検地帳であるが、氏は検地帳における本来の検地の目的以外の記載、即ち家数改による役家の記載に注目され、これと名寄帳における登録の仕方を結び付け、太閤検地の時期、或いはそれ以後における農村の構成をむしろ中心に論ぜられていたのである。後に、これらの所説は、それぞれ封建革命説、相対的革新説、役屋設定説と定義づけられたが、この言葉は、太閤検地を各研究者が共通の場においてとらえ、そこに各自の持つ方法によって検討を加えた結果を示すものではなく、各自がいわば異なる次元においてとらえたものを示すものである事に注意する必要があろう。

さて、この時の諸氏の報告を検討し、批評を行なう事はこの稿の直接目的とするところではないし、既に五年を閲した現在としては全く時機を失している。次にこれらの諸説がその後如何に展開して来たかについて検討してみよう。

後の執筆にかかわるものである故、本節では触れない事とする。

三

上記の三氏の報告はその後『封建領主制の確立』に「補論」として、或いは個別研究を通じて展開された。また、三氏以外にも数多くの個別的研究が公表されている事は言うまでもない。

安良城氏は、まず「補論」において、同氏の旧稿及び大会報告に対する批判点を次の如く整理し、これに反批判を加えている。

〔A〕小農民自立政策を、単なる法制的措置、領主の理念なりと低く評価し、且つ、太閤検地は、室町時代を通じての歴史的発展を、事実として追認したに過ぎないものとして、その意義を低く評価する見解。

〔B〕太閤検地施行後においても、即ち徳川時代前期において、小農民自立の歴史過程が広汎に存在する点を指摘して、小農民自立政策実現の積桿としての太閤検地を否定する見解。

〔C〕同一年代の検地帳・名寄帳の名請人不一致を明らかにされた宮川氏の業績に依存しつつ、小農民自立政策、太閤検地の意義に対する旧稿の評価を否定する見解。

〔D〕近世初頭農村の農民の階層的構成を指摘し、農民相互間に存在する不平等面を強調して、小農民自立政策の意義を否定する見解。

そして右の〔A〕—〔D〕に共通するものとして、これら批判者が、

(1) 古島敏雄「二、三の感想」(社会経済史学会編『封建領主制の確立——太閤検地をめぐる諸問題——』所収)。

(2) その主なものを挙げると、

「郷村制度と検地」昭和二十八年(『日本史研究』第十九号所収)

「封建制確立期の村落と農民の動向」昭和二十八年(『滋賀県短期大学雑誌』B3号所収)

「太閤検地と家族構成」、昭和二十八—三十年(『ヒストリア』第八—十一号所収)

「封建制確立期の隠居とへや住」昭和二十九年(『大阪学芸大学紀要』B2号所収)

等がある。これらはいずれも『太閤検地論 第Ⅱ部』に修正の上収録されている。

(3) 『歴史学研究』第一六三・四・七号所収。

(4) 宮川氏『太閤検地論 第Ⅰ部』六一—一〇頁に主要な論文目録がある。

(5) 『封建領主制の確立』はこの時の大会報告および報告者の補論より成る。

(6) 「太閤検地と初期本百姓の性格——一九五四年度社会経済史学会大会参加記——」(『歴史学研究』第一七四号所収)。

(7) なお、筆者はこの時大会に参加していないので、報告者の報告内容は『封建領主制の確立』に掲載された各氏の報告要旨及び報告に全く依存した。勿論、同書所収の各報告者の補論は、報告

「E」旧稿において、太閤検地を「革命的土政策」と規定した「革命的」なる表現に「反撥」と「不満」を表明する¹⁾

事を示し、まずこの点について「革命的」と言う言葉は、当然「手放しの」革命ではなく、封建領主の手により、且つ封建社会の成立期における歴史的な性格を有する事を繰返す事によってこれを否定せんとしている。即ち、「それは第一に、荘園領主制的土地所有²⁾保有関係を否定したという点、第二に、小農民自立政策実現の積桿であったという点」における「革命的」性格なのである。

而して、[A]については、諸氏の引用される近江国井戸村家文書³⁾に拠りつつ、小農民自立政策が、現実に太閤検地を通じて実現されている事を示し、既に達成せられている事実の単なる追認でない事を示している。又、[B]については、太閤検地の実施過程において、個別の地域について言えば、その貫徹は、小農民経営の展開度の低い地方にあつては、小農民自立政策の積桿としての実を挙げ得なかつたかも知れないが、これは決して太閤検地それ自身の妥協性を意味するものではなく、「封建革命における「革命性」の歴史的境界を示すもの」であつた。この事はまた、太閤検地が旧来の有力農民の土地保有一般を否定したのではなく、「検地当時の経営者としての、耕作者を、耕地の名請人として法定するという原則に基づいているのであつて、その経営者としての、耕作者が、旧来の特権の名主であるか、或いは又名子・被官・作人であるかについては、差し当り問題としていない」事とも密接に関係してくるのである。

われ、ついで、「太閤検地の基調と役屋設定の本質」において展開された。前者は、むしろ太閤検地後の、近世初期(ほぼ寛文・延宝の頃まで)の農民支配政策が、太閤検地がその積桿であつた小農民自立政策(具体的には小農民経済の維持、「作あい」否定、小農民経済の生産力維持のための勸農政策となつて表われる)を背景におし進められた事を主張するものであり、今ここで取り上げる「太閤検地」そのものを問題としていたわけではない。これに対して後者は、近時特に取り上げられる様になつた「役屋体制論」を否定し、太閤検地の段階における領主の役屋設定政策が、氏の主張する太閤検地の基調と照応するものである事を示している。ではまずこの役屋体制論とは何かについてまず検討してみよう。

前記社会経済史学会大会において、後藤氏は、慶長七年出雲検地帳の末尾に記載された屋敷地改に注目され、これが家数改となつてゐること、また、屋敷地名請農民の内から、役を負擔する「役の家」、「本百姓」と言つた名称のものが役屋として設定されている事を報告されている。氏はこれを「賦役を負擔する義務と資格において、領主に直接相対する特定の百姓層⁴⁾本百姓身分が決定されており、……この層が村請の主体となることにおいて検地帳に登録された小農民の対土地関係が保障されるという現実の關係が示されている」のだと表現された。つまり、検地帳には「事実上の占有耕作権」を有する農民の名請が確認された結果、零細な名請人の数が多くなるが、「百姓」身分として公認される者はその内の屋敷地名請

さて[D]については、宮川氏・後藤氏によって強く主張されるころであつたが、これは第一に名寄帳が検地帳と異なつて村内史料であるから、これは太閤検地の妥協的性格から来るのではなく、村側の対応として考へるべきこと、第二に、年貢徴取権を名寄帳登録農民が有すると言ふ事の不確実性から、太閤検地の基調は批判者の主張する如き否定的意味を持たない事を主張するのである。

[D]の近世初頭の農民間における階層については同氏は勿論次の如き四つの系譜による複雑性を示している。「検地帳に記載された「百姓」は、(1)下人・名子・被官の上昇の結果を示す小経営、(2)名主の複合大家族の分裂の結果成立する小経営(名主の作人へ没落せる者を含む)、(3)残存名主上層の手作大経営、(4)未だなお名子・被官を従属せしめる残存土豪の御館経営、の四階層を含んでおり、従つて近世初頭の農民層を検地帳を通じて具体的に分析した場合、その構成が階層性を有し極めて複雑であり、農民相互間の差違が、単なる土地保有面積の多少という量的差違に還元出来ないのは当然である」⁵⁾。しかし太閤検地は、この様な複雑な農民の階層構成という事実にも拘らず、彼等の一つの「百姓」身分として公的な地位を与えた点においてまさに歴史的意義を有するものであるとする。

以上の如く、安良城氏は、同氏に対する批判をすべて斥け、報告並びに「前提」及び「意義」の二論文における所説を再確認されながら、次稿へ進んでいる。

それはまず「近世初期における農民支配政策の展開」⁶⁾となつて表

人から更に賦役を負擔しない農民を除いたところの「役屋」であり、彼等は現実には零細名請人を自らの下に従属させる族团的共同体の長として、名寄帳に名請人として登録されている。近世初頭の村共同体の構造はその様なものであつたし、しかもこの關係を領主が公認していると言ふのが氏の主張された所である。

この考え方を継承し、發展させたのが故遠藤進之助氏を始めとするいわゆる役屋体制論者で、これらの人々は、領主による役屋設定及びその制度を一つの「体制」として考へる事によって、結果的には、太閤検地にみられる「革命性」を否定するか、或いはそれに対する反動的政策として位置付けたのであつた。宮川満氏もこの考えに同調され、太閤検地の革新性に対する反動性として(即ちここに見出される賦役取關係を荘園体制下における賦役取關係の延長とみる事によつて)捉えられ、氏の相対的革新説の一つの根拠として利用されている。「役屋」の設定と、近世初頭における領主—農民間における賦役取關係の存在は、その後多くの研究者によつて報告がなされ、筆者も「近世初期の検地と本百姓身分の形成——慶長六年紀州検地帳の研究——」⁷⁾、および「近世初期の家数人教改と役家について」⁸⁾においてかかる事実の存在とその意味を示しておいた。

安良城氏も勿論、この様な役家設定の事実と、賦役取關係の存在を否定するものではない。むしろ、同氏は太閤検地について根拠とされた領主側の史料(特に藤堂藩、および前田藩)からかかる事

実を積極的に摘出し、次の事を主張する。即ち、まずこの時期に存在する夫役が『決して荘園体制下の「夫役」の残存を示すものではなく、この段階の封建領主の必要によって賦課されるもの』⁽¹²⁾であることを示している。それは、かく徴取される夫役が、農業部門に投ぜられるのではなく、陣夫を始めとして、「運搬夫役、伝馬役、普請役、詰夫」の如き労働力として用いられるのであった。また、ついで、かかる夫役の取捨関係において、「役家」の非役家に対する支配を領主側が公認したとする主張を否定し、かかる事実、役家の設定という事から出発するのではなく、農村内部に既に存在する身分階層によって規定されるものとなしている。氏は、更に、積極的には、領主側の意図する村における夫役負担の体系も、「役家」の固定を目ざすものではなく、「役家数」の固定はあっても、逆に小農民保護の基調が見出される点、又、「現夫」の徴発と「夫米」の徴発という二本立の負担形態を混在せしめる事による負担の平等化、という事実から、『封建領主の「役屋設定」は幕藩体制社会の体制的成立の基調ともいふべき、「作あい否定を通じての一職支配の確立」と何等矛盾するものではなく、又、更に「小百姓保護政策」と矛盾するものでもなく、逆に、封建領主の「役屋設定」と「夫役」賦課の現実的在り方は、「作あい否定政策」、「小百姓保護政策」にまさに照応的になされていること』⁽¹³⁾を主張するのである。

かくの如き「役屋体制論」に対する批判は、部分的には検討すべき点が無とは言えないが、筆者は基本的には肯定したい。また、

後者は『経済学年報』第一号「昭和三十三年、にそれぞれ収録されている。なおこれらの論文に対し、多少の誤解もある様なので敢えて述べれば、筆者は、(一)検地帳の屋敷地登録人——役家と言った事はかつてなかったし、(二)役家設定という事実、およびこの制度を通じての賦役取捨関係が反動的であると主張した事もない。むしろこれも亦近世初頭の検地に照応するものである事を主張したのであった。

(12・13) 安良城氏「太閤検地の基調と役屋設定の本質」

四

宮川氏はその後、一方では既に続けられていた「太閤検地と家族構成」において安良城氏によって主張された太閤検地の基調となつた小農民自立政策に関する考察を導入し、従来の検地帳の分析に加うるに、領主側の政策的意図の検討を進められたが、他方ではいわゆる役屋体制論を答認する事によって氏の「相対的革新性」の典拠の一つとされた事は前節で触れた如くである。たとえれば次の如き主張はこれを端的に物語るものであろう。「役家体制はかつての名主百姓体制下における夫役負担の公事家の遺制が、太閤検地の反動的側面の展開と共に、村落内の身分秩序として自らを再編成し固定化されて社会の体制となつたのである。」⁽¹⁴⁾

しかし、その直後に執筆されたと考えられる「太閤検地の意義——北摂における封建制の展開——」において、氏はこの事を撰津

役屋体制論者からの否定的な見解も、現在のところ見出されていない様である。

以上の如き安良城氏、および後に役屋体制論として発展するに至つた後藤氏の見解に対して、宮川氏ほどの様に所論を展開されたか。これについては次節で独立して取り上げることとしよう。

- (1) 『封建領主制の確立』二三八頁以下。
- (2) 同書、二四〇頁。
- (3) 同書、二四九頁。
- (4) 同書、二四九—五〇頁。
- (5) 同書、二五七頁。
- (6) 古島敏雄編『日本地主制史研究』(昭和三十三年六月刊)に第二章として収録。
- (7) 『歴史学研究』二二二・三三三号所収(昭和三十三年八月・九月)。
- (8) 『封建領主制の確立』六一頁。
- (9) 遠藤進之助「徳川期における村共同体の組成——本百姓身分を中心に——」(『史学雑誌』第六十四編第二号所収——昭和三十一年)、その他については、安良城氏、前掲論文(2)の注十二および十四参照。
- (10) たとえば所三男氏「近世初期の百姓本役」(『封建制と資本制』所収)。
- (11) 前者は『三田学会雑誌』第四十九卷第二号「昭和三十一年、

国の太閤検地帳に依拠しつつ次の如く述べている。氏に従えば、先進地帯の検地帳分析から得られた結果は小農民を自立化させるという革新性が強いのに対し、後進地帯ではそれは相対的に弱くなっている事、即ち、太閤検地の革新性は「小農民の自立が盛んであるか否か」と云う地域差に左右されて相対的となる面が多く、従って、それは実際面からみれば安良城盛昭氏の云われるほど、「革命的」ではなかったのである。しかし、氏によればこの事は、後藤氏の言う事実追認を肯定するものではない。確かに太閤検地によって数多い小農民が名請人となり、他方打撃を受けた有力農民の二名主百姓もあつたから、この点で太閤検地の相対的革新性をこども主張されている。これを裏付けるため、氏は太閤検地帳における斗代の差をその地の先進性・後進性に関連させ、先進地では、小農民の自立化が促進せしめられているためその経営維持のため低斗代が取られている事を述べる。また、逆に後進村では「太閤検地が妥協的で小農民の独立再生産策が余り問題ではなかった。」

また役家の問題については、撰津国文禄検地帳奥書にみられる「家数」の記載が、屋敷地筆数と無関係であるところから、家数改は検地とは別箇に行なわれた役家の調査であつて、太閤検地自身は「二筆」ごとの丈量による生産力および封建的小農民経営を中心とした生産関係の把握を目的としたのであつて、決して原則として役家の把握を目的としたものではなかった」と述べている。しかしこの場合の役家設定に基く夫役の取捨関係は「室町期の名主百姓の有し

た本役負担Ⅱ公事家としての性格を継承した」ものであって、従来の公事家Ⅱ有力農民の動向を政治的に或る程度認める結果となった。「その結果、役家が公事家Ⅱ名主百姓の系譜を引くと否とにかかわらず、役家には公事家の伝統がうけつがれることになり、また役家制には室町期の古さがつきまとうことになった。」

右にみる様なその後の宮川氏の主張に対しては勿論批判すべきいくつかの重要な疑問点があるし、基本的部分については安良城氏によって提出されていると言っている。ただ宮川氏が、役家設定を一応検地と切り離して考察すべき事を主張するのは正しいであろう。氏に従えば両者の関係は次の如くである。「近世本百姓体制は、著しい地域差を示しながらも、室町期の名主百姓体制を排除しようとする太閤検地の相対的革新性と、室町期の名主百姓の有した本役負担Ⅱ公事家としての性格を継承した役家制とが、村落共同体を媒介として相互に制約し合って両者が止揚されるところに成立をみたのである……それが日本封建制の確立であった」と述べている。しかし、太閤検地と役家の設定という一つの歴史的现象とを区別して考える事は認めるとしても、太閤検地の基調と役家設定の基調とを、一方を革新性、他方を反動性と規定する事によって、分離してしまう事は正しいだろうか？ 又、氏が無条件的に認めて居られる様に考えられる「役屋体制」——領主によって公認された——は、果して本当に公認されたのだろうか。役家に設定する事によって、有力農民は、如何なる公的権利を得たのか？ 若し得たとすれば、

それは後藤氏の言われるが如き年貢徴収権の如きものであったのだろうか。又、得なかったとすれば、それが有力農民に対する妥協であるとか何故断定し得るのか？ この様な疑問は当然提出されるのである。

さて、宮川氏は従来の個別研究を修正しつつ、これを『太閤検地論 第Ⅱ部』として一昨年公刊され、更に、これらの研究に則り、且つ又、その前提となるべき「総論」として『太閤検地論 第Ⅰ部』を公刊された。本来ならば、まず『第Ⅱ部』において氏が旧稿を如何に修正されたかについて比較検討すべきであろう。特に、その中心となる第四・五・六章が「旧稿を全面的に書き改めた」新稿である事を考えれば当然この仕事は為さるべきであろう。しかし、若しこれを行なえば、更に老大な紙数が必要である。学界動向の紹介を目的とする本稿の目的から言っても、——問題の重要性にも拘らず——手前勝手ではあるが、本稿では敢えてそれを避け、次の機会——恐らくは第三部史料篇の刊行を機として予定している本書（全三冊）の書評において——に譲ることとした。

『太閤検地論 第Ⅰ部』は紙数の大半を太閤検地の前提となる南北朝—室町期の領主制についての検討に費している。これは、氏が現在における太閤検地研究の混乱を、この時期の領主制に関する理解が十分でない事に基くとされるからである。庄園史研究者として出発された氏が、豊富な経験を生かして、如何に太閤検地の準備過程を究明されているかは真に興味を引くものがある。しかし、ここ

でも筆者は弁解しなくてはならない。筆者は中世史に関しては全く疎いのであって、折角の氏の努力の真意を正しく汲み取り得ないのではないかと言う事を恐れる。短期日の間に、これ程の重要な研究を批判する程に理解するのは、門外漢にとっては不可能に近い。しかし、勿論筆者はこの様な研究方法を否定するものではなく、

確かに太閤検地が当面した、そしてそれを準備した鎌倉、室町、戦国期の領主制、土地制度の考察の重要性は何人も否定し得ぬであろう。安良城氏の旧稿「太閤検地の歴史的意義」も「太閤検地の歴史的前提」ぬきでは考えられず、両氏が、その結論を異にするとしても、共に中世史の再検討を太閤検地研究の必要な前提条件として考える発想に共通点を有する事は興味深い事であるし、それだけに両者を比較検討する事も亦必要であろう。だがここではそれは一まず置いて、宮川氏の「第Ⅰ部」においては、数量的には僅少ではあるが、太閤検地を直接対象とされた「第四章 太閤検地と幕藩体制」に盛られた氏の所説を検討することとしたい。蓋し、この章は「第Ⅱ部の諸論稿をまとめる形で」、「総括し、さらに深めて論旨を徹底させ」たものである故、氏の太閤検地に関する最も新しい主張を見出し得るからに他ならない。

宮川氏はこの章において、まず「純粹封建的土地所有の確立」において、太閤検地が「作人的占有」を一般的に形成せしめ、「土地所有関係の封建的統一」と相まって、純粹封建的土地所有を確立した事を示され、ついで、豊臣氏の後継者として新たに登場した徳川

氏を頂点とした「幕藩体制」の展開を本百姓の成立過程、および封建的支配の展開を瞥見し、この章を結んでいる。

氏は、天正十一年以降の太閤検地が、従来の複雑な土地占有関係を整理し、検地帳登録人を基本とする封建制を確立した事を確認し、その封建制、まず検地帳登録人の負担関係および、その様な負担関係をもちた太閤検地の基本的性格の追求を、ついで、従来の各階層がその政策に対して有する対応関係の究明を試みる。

第一の農民の負担について氏の所説を検討してみよう。氏は負担の量を、生産高に対する率をもって、「検地帳登録人の負担は、従来の作人的占有者つまり作職所有者の負担に近い」となし、ついでこの事は、「検地帳登録人の高請地占有は作人的占有であり、彼らは作人的占有者Ⅱ作職所有者であるとみるべきである」と導く。そしてこれは近世初頭の領主の発布した諸法令によっても確認されるのである。「つまり太閤検地は、従来の占有関係の如何にかかわりなく、一筆ごとに生産高Ⅱ分米を把握して、その50%—70%前後を年貢とし、その年貢を負担する高請農民を検地帳登録人つまり作職所有者Ⅱ作人的占有者としたのである。」その事は、太閤検地が「従来の地主的占有・名主的占有を否定して、作人的占有を一般的に形成することを基本原則とした革新政策であった」事を意味するとなし、この基本原則を具体化する方策として、秀吉のとった政策は、土地の一筆毎の生産高を把握し、これに租率を乗ずるという方法、即ち、一定割合の生産物は年貢負担者の再生産のためにこれを

除外し、残りの剰余生産物のすべてを収取する事を意図したのである。この目的実現のために、一方では「作合」否定の法令等を發布し、他方では「年貢夫役を村請にして村落共同体を封建的支配の行政単位として」いる。「これらはすべて上述の太閤検地の原則を敷衍し、右の二つの目的を実現させるための政策であった。従って右諸政策をもって、直に小農民自立策とみて太閤検地に革命的意義を認めたり、逆に年貢増収策とみて太閤検地を反動的なものとする等の見解は、それぞれ一面だけをみた偏見であるといわねばならない。太閤検地の歴史的意義は、……純粋封建的土地所有の確立を期したところにある……かかる意味において太閤検地の革新的意義は正しく高く評価されねばならない。」と結んでいる。

さて、第二の、かかる性格を有する太閤検地、およびこれに應ずる諸政策の実施の結果、従来の農民諸階層はいかなる対応を示したか。氏は、従来の地主的占有・名主的占有を排除して（名主的占有・地主的占有を作人的占有に変質させる事により、それらの占有者をも検地帳登録人としたが）彼等の武士化・領主化を阻止し、作人的占有の一般的形成に成功したのであった。「しかも同時に作人的占有者＝村民の連帯責任において、年貢の村請や身分を統制し転職移住を禁止する諸政策が行なわれたから、作人的占有者は各自の高請地に緊縛されて貢租を負担する純粋の農民つまり純粋農奴（ドイッのヘーリゲ）となった。……これらの点からみれば、太閤検地による右の変化は純粋農奴制の成立……を意味するといえる。」しかし、

「的土地所有制」なのであろうか？

更に、氏は太閤検地における高請地占有が、その負担租率から逆算して「作人的占有」であり、検地帳登録人は作人的占有者＝作職所有者とされる。しかし、年貢の負担量のみからこれを逆に規定する事は無条件的に許される事だろうか。問題はむしろ、その年貢が、領主のいかなる権限に基づいて、そしていかなる形態において収取されているかであって、太閤検地を境に、以前の作職所有者の年貢負担量と、以後における高請農民の負担量が雑把に等しいから、作人的占有であるとするのは、たとえそれが推定の根拠であっても許さるべきであらうか？

最後に、氏の主張される太閤検地の「革新性」についてである。氏は従来、太閤検地を、「検地帳」分析を通じて考察して来られた。しかし、引用した如く、「太閤検地は……革新政策である」と述べて居られる事は何を物語るのか。若し、太閤検地を、土地政策であるとし、その側からみれば、「革命性」を主張する事は可能であろう。また、太閤検地を、領主側の意図にプラス社会的諸条件（これについては次節で述べるが）が加えられて作成されたところの検地帳分析までを含めるならば——宮川氏はむしろそれを主体として来られた——、その「歴史的意義」について異なった評価をする事も可能となるであろう。いずれにせよ、「太閤検地」を取り上げる際の立場を明確にする事が必要であらう。

しかしながら、いくつかの疑問点にも拘らず、宮川氏のこの結論

検地帳登録人の再生産を維持・保証しようとした太閤検地の他の目的は完全には貫徹しえず、先進地域では零細登録人が没落し、有力農民との間の隷属関係を再編する。以上の如き諸条件を綜合して氏は次の如く結論される。「太閤検地は独立小農民経営を全国的に形成したのではなく、従来の複雑な占有関係を整理して作人的占有を一般的に形成し兵農を分離して、……土地所有の封建的統一（太閤政権を頂点として形成された知行制の成立——引用者）と相まって純粋封建的土地所有を確立し、全国的規模の知行制＝封建制の基盤を確立したのである」と。

ここでは氏は、太閤検地が、小農民経営を全国的に展開せしめたのではなく、土地制度上の変革、即ち室町期の複雑な所有＝占有関係を整理して純粋封建的土地所有制を確立せしめた点、にその革新性を認められている様に思われる。

この宮川氏の「結論」には当然いくつかの疑問が提出されるであろう。宮川氏はここでははっきりと太閤検地による小農民経営の成立を否定する。この事は安良城氏の見解（本稿第三節において触れておいた）と全く相反するものであり、この点今後の両者がどの様に論争を展開されるのか興味深いものがある。また、氏が「純粋封建的土地所有」と言う場合、それはいかなる内容を有するものか、ただ従来の土地所有＝占有関係における複雑な重畳を、領主＝百姓に単純化したという意味で「純粋」なのか、それとも、かつて、藤田五郎氏によって唱えられた一つの歴史的段階としての「純粋封建

は、太閤検地研究の一つの動向を示すものに他ならない。それは、太閤検地をあくまで土地制度上の改革とみて、近時混入して来た「役屋体制論」を除外した点、また、太閤検地を土地政策としての立場からとらえ、これと、農村における対応関係を一応分離して把握しようとした点、純粋封建的土地所有、或いは純粋農奴という如き概念を導入し、その確立をもって太閤検地の歴史的役割の帰結とされた点、これらは、宮川氏のこの著書において初めて示された方向であり、氏の従来の研究を土台としながら到達された問題点なのである。

(1) 『封建領主制の確立』所収の、宮川氏「補論」四五頁。

(2) 『近世史研究』第2巻（謄写刷）第11・12号——昭和三十一年——所収。『太閤検地論 II』に修正の上再録されている。

(3) 『太閤検地論 I』三二八頁。以下引用はすべて同書三二八頁以降による。

(4) この統一過程については、ここでは殆んど闕説し得なかったが、注意すべきは氏がかかる土地所有制の統一（知行制の確立）は、戦国大名と家臣との間にみられた関係を拡大進化したものであるとされている点であらう。即ち、氏は戦国大名の権力構造と近世幕藩体制のそれとを、上部構造については同質のものとして捉えているのであって、それは又、太閤検地の「革命性」ではなく「革新性」と結び付くものであらう。

五

以上、昭和二十九年の社会経済史学会大会以後、現在に至る間の太閤検地研究の動向について、その主流と認められるものを取り出し、紹介して来た。勿論、この他に、個別研究は続々と発表されて居り、その内には本稿で当然取り上げるべきものもある。しかし、それらの紹介については一切割愛させていただかねばならない。ここでは、それらの個別研究も含めた上で、現在直面している太閤検地研究上の問題点や、当然要求される研究分野等について私見を述べる事によって本稿の結びとしたい。

〔1〕 太閤検地の取り上げ方について

我々はすでに、安良城氏と宮川氏の場合において、「太閤検地」自身の取り上げ方、及び「太閤検地」と言う表現の内に含まれるべき内容に相違のある事を指摘した。これを統一する事は、少なくとも早急には、非常に困難であるし、さし当ってその必要もないとも言える。ただ相互の立場を研究者が知り、確定すると言う事は必要であるし、又、「太閤検地論争」をより高水準において進展せしめるためには、この事はむしろ厳密に過ぎる程に行なうべきであろう。従来の「太閤検地論争」が「論争」として成功せず、理論的に低い水準に終始しているのも、「論争」が同一の次元においてなされなかつたという決定的な欠陥があつたからに他ならない。

b 地域的特殊性。大摺みな先進地帯・後進地帯の区別は何人もこれを行なうのであるが、それ以上の位置付けが可能な限り行なわれるべきである。畿内においても後進地域として位置付けられる村は決して少なくない。「村」を単位としてなされる検地帳の分析では特に要求されるものである。

c 検地帳の史料の考察。一つの村の検地帳でも、本帳と別帳が存在する場合、領主側のものと、村側のものが存在する場合、では記載内容や形式が異なることは既に実例をもって証明されているところである。従って、検地帳の史料の確定が必要となるであろう。

この様な手続きは、当然検地帳のみに要求されるのではない。本稿でも取り上げた様に、名寄帳についても、それが「村内史料」であるか、領主側の公認した史料であるかによって、その分析から得られる結果の有する意味は大きく異なってくるのである。領主の諸法令、家数改帳等についても全く同様の事が言えるのである。この様な手続を踏むと言う事は、その主張する立場如何に拘らず要請される事であり、その点、この手続を経た研究が新しい一つの「動向」を持たねばならぬと言うわけではない。筆者もこの様な点に不十分ながら留意しつつ個別的研究を試みて来た。この様な方法で進められた個別研究こそが、太閤検地研究の理論的水準を高め得る一方の基盤となるのである。

〔2〕 史料としての検地帳に関して

戦後、宮川氏、後藤氏を始めとする諸研究者が、精力的に全国の検地帳を追求、検討された努力は確かに何人と雖も認め、敬意を表するのである。しかし、一つの検地帳は、検地帳作成という過程において、複雑な力関係や、背後関係を含んで作られる。従って、この様な諸関係の検討なしに、いきなり検地帳の分析に取りかかる事は、一方では史料批判を全くぬきにして史料を取扱うという技術的な欠点を持つ事であるし、また、他方では、検地帳が領主―農民間の対応関係の最も重要であり且つ集中的な表現であると言う意味を無視している事になるのである。勿論、多くの研究者は、多かれ少なかれ、かかる手続を忘却しているわけではない。しかし、問題の重要性は、この当然行なわねばならぬ手続をより厳密になすべき事を要求していると言わねばならぬ。ざっと思いついただけでも、検地帳作成過程に入ってくる諸関係には次の如きものが挙げられるであろう。

a 検地施行者の性格・意図。太閤検地を行なう最高の権力者は勿論太閤自身であるが、所領に關係なく、国単位に、直屬の検地奉行を任命し、検地命令を發布して行なつた典型的な太閤検地から、所領の領主が行なつたか、あるいは委任された型で行なつた検地に至るまでいくつかの段階が考えられるのである。また近世初頭の検地では、検地奉行の裁量による幅があつたことにも注意せねばならぬ。

〔3〕 要請される研究分野について

村請年貢制度。一方において、太閤検地が検地帳登録人Ⅱ年貢負担者という関係を造出したと言われながら、他方において領主―農民間の年貢取附関係は、村請年貢制をとっている。太閤検地においては、検地条目に名請人の資格等についての規定を一切みない。また、土地台帳として検地帳を公認の帳簿とするにも拘らず、納税台帳としての名寄帳、或いは各農民への年貢割付帳・納帳をこの段階で公認の史料としていない事とを矛盾なく連結する論理が見えなければならぬ。もし、これが矛盾であるとすれば、かかる矛盾を矛盾として当初から持たざるを得なかつた理由が追求されねばならないし、更には、一歩進めて、我々が半ば自明の理としている検地帳登録人Ⅱ年貢負担者という関係について再検討を要求されるかも知れないのである。従って、当面この村請年貢制がいかなる始源をもって、且ついかなる要求に基いて採用されるに至つたかを追求する必要が存在するのである。

(1) 宮川満「太閤検地の意義」『太閤検地論 第Ⅱ部』に第六章として収録—においては、同一時期の同一村の検地帳でありながら(文禄三年、摂津国芥川郡東天川村検地帳)、一方では検地施行者の意図を反映する様な記載をなす検地帳と、他方ではそれによって「百姓」身分におし下げられる有力農民層(庄屋を中心とする)の反動的対応によって自己に有利な様に書き改められた

検地帳が存在する場合である。

- (2) 拙稿、「領主の検地帳と村の検地帳」〔『社会経済史学』第二十二卷第二号——昭和三十一年——所収〕では、同一の検地に際しても(慶長六年紀伊国牟婁郡賀田村検地帳)、領主側の原本と、村側の控(慶長六年当時のものと推定される)では、その記載形式において相違のある事を示しておいた。
- (3) 拙稿、「紀州慶長検地および検地帳の研究」〔『土地制度史学』第三号——昭和三十四年——所収〕。

〔補記〕本稿執筆後に安良城盛昭氏「幕藩体制社会の成立と構造」が出版された。本稿の目的とするところに即して言えば、当然こゝでとり上げられなければならないであらう。しかし、この著書に含まれた論文は、いずれも同氏がかつて個別的に発表されて来たものであり、その主張は本稿において論じたものと変りない。勿論筆者は近く、別の機会にこの著書の紹介と批評を行いたいと考えている。

書評及び紹介

B・C・ロバーツ著

『労働組合會議——一八六八—一九二二』

(B.C. Roberts: The Trades Union Congress, 1868—1921, 1958, pp. 408.)

ひとつの国の労働組合運動の歴史を研究することは、その国において労働者階級の団結がどのような形で生れ、そしてととのえられていったかという組織上の探求と密接な関係を有している。実際、労働組合運動の発展は、その国の特殊の事情によって、それぞれ異なった径路を辿り、労働組合の組織的な形態も、まったく異なった相貌を呈して現われる。労働組合會議は、この意味で、イギリス労働組合運動が生み出した独特の組織である。ここにとりあげたロバーツの著作は、一九世紀の六〇年代におけるその誕生以来、一九二二年第一次世界大戦後まで、労働者階級運動の中核的な組織として、失敗と錯誤にもめげず幾多の輝かしい業績を樹立した労働組合會議を、その発生、機構、機能的変遷について歴史的に叙述したものである。

著者ロバーツは、ロンドン大学の産業関係 (Industrial Relations) の講師であり、この書のほかに、「戦時および平和時における各国賃金政策」(National Wages Policy in War and Peace, 1938) がある。最近の英国では、労働組合運動史の研究において、若い人々の業績が、とくに目立っているが、おそらくは、ロバーツもそうした将来を嘱目されているひとりであらう。

本書は、つぎの十章から成っている。一、最初の労働組合會議二、基礎が据えられる三、ブロードハーストの時代四、新急進主義、反動、新しい組織五、タッフ・ウェールからトリーへの敗北まで六、社会改革のための圧力七、不安な数年八、戦争の影響九、将来の挑戦に於いて十、業績と将来の見込。

この書は、一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけてのイギリス労働組合運動の発展の途上において、労働組合會議の果たした役割を細大洩らさず書きつづつたという、いわば包括的な研究であり、その意味で、非常に詳細なものではあるが、またそのために却って、分析的な接近よりも事実の羅列的な傾向を感じさせる点は指摘されねばならない。しかし労働組合會議の成立の諸事情からはじめて、イギリス資本主義の帝国主義段階への突入とこれにともなう新組合運動の昂まり、南アフリカ戦争を中心とする二〇世紀初頭の労働組合運動にたいする法的圧迫、労働不安、そして第一次世界大戦の勃発などの歴史的な大事件のなかで、労働組合會議が、どのような構造的な変化を経験するかが、克明に描かれており、とりわけ、議会議